

実施事業者の登録を希望する事業者様へ

栃木県保健福祉部感染症対策課

ワクチン・検査パッケージ制度等における無料の検査を提供する 検査実施事業者の登録等について

令和3年11月12日に政府対策本部において決定された、「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」において、日常生活や経済社会活動における感染リスクを引き下げるため、ワクチン接種や検査による確認を促進することが有効であるとして、都道府県による検査無料化の取組に対し支援を行うことが定められたところです。

これを踏まえ、県では、無料の検査を提供する検査実施事業者（以下「実施事業者」という。）に対し、検査実績等に応じて補助金を支給します。

登録を希望する場合は、下記により実施計画書等を御提出くださいますようお願いいたします。

記

1 対象

医療機関、薬局（薬局を併設しているドラッグストア等を含む）、衛生検査所等、ワクチン・検査パッケージ制度等の登録を受けた事業者

2 提出様式

- ・ 別添「実施計画書」
- ・ 事業所内の実施場所を示す図面（オンライン又はドライブスルー方式により検体採取の立会いを行う場合は不要）

3 提出方法

電子データにより以下のメールアドレスへ送付いただくか、FAXして下さい。

（提出先）メールアドレス：kansen-honbu002@pref.tochigi.lg.jp

FAX：028-623-3759

※ 提出期限は設けず、今年度中は随時受付を行っています。

4 補助額

(1) 検査実施に係る補助

- ・ 令和3年12月30日以前
検査方法に応じて、検査1回につき次の額を交付
PCR検査等：検査キットの仕入額（上限8,500円）＋各種経費相当額3,000円
抗原定性検査：検査キットの仕入額（上限3,500円）＋各種経費相当額3,000円
- ・ 令和3年12月31日以降
検査方法に応じて、検査1回につき次の額を交付
PCR検査等：検査キットの仕入額（上限8,500円）（※）＋各種経費相当額3,000円
抗原定性検査：検査キットの仕入額（上限3,000円）＋各種経費相当額3,000円

- ・ 令和4年4月1日以降
PCR検査等：検査キットの仕入額（上限8,500円）（※）＋各種経費相当額3,000円
抗原定性検査：検査キットの仕入額（上限1,500円）＋各種経費相当額3,000円
- ※ PCR検査等については、実施事業者が医療機関である場合については、検体採取を行った医療機関以外の施設へ検体を輸送し検査を委託して実施した場合を除き、上限額を7,000円とする。
- ※ 令和4年7月1日以降については、PCR検査等の上限額を7,000円に変更する予定。

(2) 検査体制整備に係る補助

検体採取の実施場所の確保等に要する経費について、立会い等を行う事業所1カ所あたり130万円を上限に交付（医療機関、薬局等（薬局を併設しているドラッグストア等を含む）、衛生検査所等に限る）

※ 令和4年6月30日までに発生した経費が対象。

※ 補助金の額には上限があるため、実施事業者数が想定を超えた場合、1実施事業者あたりの検査体制整備に係る補助額が減額になる可能性があります。

5 その他

- ・ 実施計画書等の提出にあたっては、県ホームページに掲載している県通知等及び国通知等をあらかじめ御確認ください。
- ・ 本事業における検査結果は、診断に用いることができず、仮に検査結果が陽性となったときは、実施事業者が受診・相談センターを案内するなどして、確実な受診につなげる必要があります。
- ・ 実施計画書等の内容の審査には時間を要しますので、事業の開始時期の10日前までには実施計画書等を御提出くださいますようお願いいたします。
- ・ 実施事業者名等については県ホームページで公表します。なお、県ホームページでの公表をもって実施事業者の登録とし、改めて県から登録完了等の連絡は差し上げませんので、御留意ください。
- ・ 実施計画書等の作成にあたって質問があるときは、別添「質問書」に記載の上、3の提出方法により御提出くださいますようお願いいたします（回答には時間を要する場合があります。また、電話での問い合わせには対応できませんので、御了承ください。）。

6 添付資料

- ・ 実施計画書（様式・記入例）
- ・ 実施計画書記入要領
- ・ 質問書（様式）
- ・ 実施事業者の登録等に関するQ&A（県Q&A）

栃木県保健福祉部 感染症対策課 感染症対策担当
